

第1回 総社市入札等監視委員会（概要）

平成26年11月7日 午前9時45分～10時50分

1 開会

2 委員紹介及び委嘱状交付

市長より委嘱状交付

3 市長挨拶

今日は3名の委員の皆様方に委嘱する事になりました。総社市が再出発するために最も大事な委員会ですので、どうぞよろしくお願ひします。9月議会で一連の事件の総括として、とにかくコンプライアンス条例をかなり厳しく作りました。その一方で、外部からの監視制度というものが、どうしてもこの事件の中で起こった事を総括してみると、大事であるという結論に至りまして、この委員会を設置する事になりました。忌まわしい事件を二度と繰り返さないように、我々が、入札をする現場が公平公正で、ちゃんと適正に行われているのかと根元の部分に対して、強い眼力でご指摘いただきたい。今回の事件は、その部分に異常に不透明さがあり、その部分が職員間で、或いは職員と業者との間で誠にルーズあったということから起因している。その根底から断ち切るということで、強いリーダーシップ・監視能力を発揮して頂きたい。よろしくお願ひいたします。今日はどうもありがとうございます。

4 委員長選任

委員：専門家の視点から井上先生が適任ではないか。

井上委員を委員長に決定。

5 委員会運営に関する協議

本来は進行を委員長にお願いするところであるが、今回は事務的な協議であるので、委員と事務局の協議形式で進めたい → 委員了承

(1) 事務取扱要領に関する協議

委員会の主な事務、対象事案、事務フローについて説明。

① 定例会議の開催月とその事案対象期間について

事務局：年4回開催。4～6月契約分を8月に。7～9月契約分を11月に。10月～12月契約分を2月に。1～3月契約分を5月にとっている。再苦情処理については案件が出てきたら別に随時開催となる。

委員：メインとしてはこのままで良いが、都合で前後1ヶ月ずれるかもしれない。11月は12月初旬に、5月は6月初旬でお願いするかもしれない。

(結果) 年4回開催。日程は事務局案の通りとし、都合により調整をする。

② 審議対象事案について

事務局：案として2つ。予定価格で一定のラインを設ける。他市の状況は資料のとおり。

もう一点は契約規則で随意契約締結ができる金額をラインとする。工事等は130万円、委託業務は50万円がライン。

委員：工事を130万円とすると、分割して随意契約となっていた場合に把握できない。

委員：件数がどの位になるか。

事務局：波がある。ラインを設定しないと相当な件数になる。4半期毎の工事と業務の規則でラインをした場合の件数は資料のとおり。これに一般的な委託業務が加わる。一般的な委託業務は4月に集中する。4月～8月までの件数がおおよそ240件。これも50万円というラインで出したもの。

事務局：工事等も委託に合わせ50万円以上というラインでいかがでしょう。

（結果）工事等も委託業務も予定価格50万円以上を対象とする。今後、ボリュームの様子を見ながら変更も検討する。

③ 抽出方法及び抽出件数について

委員：実際に引き受けている団体の例では、岡山市は、市で疑問に思う案件を3～4件抽出。農政局は全体件数が多いので、3人の委員が順番に5件程度を選び審議。労働局は件数が限られるので全件を見ている。いずれも1回あたり2時間以内。件数は1ケタでいいのではないか。資料を見て毎回同じ委員が選ぶのではなく、委員が順番に選ぶ方がよいのでは。

委員：件数の何割を選ぶというやり方もある。

委員：2・3回会議を実施すればペースはつかめる。

委員：抽出の際に渡される書類は様式第3号でよいか。これだけだと分かりづらい。選ぶのが大変。もっと情報を挙げてほしい。落札率・業者数など。

委員：設計価格を公表しているのだから、予定価格や設計価格も記載を。

（結果）最初に井上委員長、次に小寺委員、その次に山田委員が抽出担当。件数は10件以内と標記する。様式は意見を参考に抽出しやすい一覧となるよう修正する。

④ 書類様式の確認について

委員：最低限は掲載されている。とりあえずこれで良いのでは。

委員：設計額の事前公表の影響を見たい。どこかに額の記載を。

（結果）設計額の情報に加える。その他は案のとおりとし随時修正。

⑤ 審議事案説明書に添付する書類について

委員：指名の際の過程。随契の理由・過程がわかるものが欲しい。

委員：どうして随契なのかもポイントとなる。

(結果) 指名選定理由, 随意契約理由に関するものを追加し, 更に不足するものがあれば
随時追加する。

⑥ その他運営に関すること

委員：指名停止とした際に報告を。また業者談合の情報があった場合の対応等, 報告して欲しい。

事務局：了解

(2) 第2回開催日時の調整

委員: 委員が変更となった場合に, いきなり当番の回となって抽出するのは難しいので,
そうになったらその人は順番の最後にするほうが良い。

委員全員・事務局：了承

事務局：次回の定例会を11月とするか2月とするか

委員：11月では準備が間に合わないだろうから2月でよいのでは

委員全員：了承

事務局：2月が最初として, 案だと10月~12月の案件からとなるが, 最初であるし
4月~12月の案件で抽出する方法もある。

委員：4月~3月が会計年度。4月~9月を無視するのもどうか。最初は4月~12月
でお願いしたい。

委員全員・事務局：了承

事務局：日程調整はどうしましょう。

委員：今日決められるなら今日にしましょう。2月終わりから3月初めにかけてどうですか。

委員：2月25日か27日でどうでしょう。

事務局：25日でお願いできませんか。

委員：基本は10時~とするが、今回は実質最初なので9時30分からスタートしてはどうか。

(結果) 2月25日午前9時30分から決定

閉会

平成26年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成27年2月25日(水) 午前9時30分～総社市役所本庁2階会議室

委員 委員長 井上 信二

委員 小寺 立名

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに今回の対象期間である平成26年4月1日から12月31日までの事案について対象件数は558件であり、契約管財課・上水道課で契約する建設工事に関するものが227件。その他の課で契約する委託料が331件。随意契約では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により1者特命随契が多い事を説明。

(委員長) 今回は時期の関係で4半期ではなく1年の4分の3の期間が対象であったので、そこが次回以降と違う。

(2) 審議事項

審議対象案件の審議

(事務局) 個別審議の進め方について、当番委員より抽出案件の説明をいただき、最初に担当課より契約概要の説明を受け、委員が質疑する形にしていく旨説明。

(委員) 了承

(委員長) 今回の選定理由について。今回は9ヶ月間が対象。期間が長く初めてでもある。通常6件程度かと思うが、今回はそういった事情で10件程度選んでいる。内容としては全体の内容がまずは把握できるように一般競争、指名、随契から。また担当課もできるだけ色んなところから抽出した。金額の大きいものを重要性の一点とし、1者随契も勘案しながら、事務局からもある程度例示を出していただき、こちらで最終的には決定した。事務局側の意向でなく私で決めている。今後もそういう方向で決めていただければと。資料だけいただいて全部こちらでするのは事情がわからないので、ある程度説明をいただきながら、ポイントはこちらで選ぶこと。事務局の方に事務所に来て説明をしていただいた。今後もそういった方法でお願いしたい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	こども課	つどいの広場事業(天満屋ハピータウンリブ総社店会場、清音会場及び岡山県立大会会場)
委託	随意契約	こども課	地域子育て支援センター事業委託
委託	随意契約	商工観光課	総社市観光案内所運営業務委託
委託	随意契約	健康づくり課	健康そうじゃ21計画策定委託
委託	随意契約	企画課	第2次総社市総合計画策定支援業務
委託	随意契約	環境課	ごみ収集業務委託(山手地区を除く総社市一円)
委託	随意契約	下水道課	平成26年度 全窒素・全りん 自動測定装置保守点検業務委託(総社),(美袋)
委託	指名競争	消防本部	総社市消防救急デジタル無線システム整備業務委託

工事	一般競争	上水道課	小寺配水池築造（製作工）工事
工事	指名競争	都市計画課	駅南区画73ブロック整地（2工区）工事
工事	随意契約	教委庶務課 建築住宅課	総社西中学校耐震補強工事に伴う外壁補修工事

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○つどいの広場事業（天満屋ハッピータウンリブ総社店会場，清音会場及び岡山県立大会場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由に継続的な特性を有し信頼性のある契約履行の確保とある。継続的などということは以前からこのような形で，この者と契約していたのか。昨年からののか。 ・その都度，何らかの形で業者に対する業務の信用性とかのチェックをしているのか ・業務委託の場所は確保しているのか ・保健師等専門職の人数は要綱で決めているのか ・会場の賃借料は市，委託団体どちらの負担か ・その賃借料を含めて1000万円少々の委託料ということでしょうか ・この者でしかできない理由として適切か。他者ではどうしてできないのか ・何年位継続しているのか ・予定価格はどのように算出しているのか ・予定価格と比較して契約価格が一致。見積りは取っているのか。一致するのはなぜか。 ・予定価格は事前公表しているのか ・継続的な事業で市民からもずっと同じ者でやっ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピータウンリブ総社店については平成21年度から。清音会場は平成14年度から。県立大会場は平成22年度から実施している。 ・毎月実績報告を提出させ確認している。年度の終わりには利用した者の実績等業務報告を提出させている。 ・3カ所常設。リブ総社店は週6日。清音会場は週4日。県立大会場は週1～2日。保育士・保健師等が相談にのっている。 ・1～2名が常時いる。 ・委託団体が負担している。 ・そのとおり ・専門職と場所の確保が必要。市としても信用性のある団体をお願いしたい。地域の妊婦等からも継続的にして欲しいという希望もある ・清音会場は平成14年，リブ総社店は平成21年，県立大会場は平成22年から実施 ・岡山県の補助金に基づく金額で，この中の非常勤の職員を配置する場合を適用し算出している。 ・見積りは取っている。基金の補助金額を足したものであり，県が示しているからではないか。 ・事前公表はしていない。しかし県が単価を公表している。 ・新設会場が出来る際には公募している。内容を

<p>で欲しいということもあるだろうが、そうなる この事業が続く限りこの者が受託することになる。指定管理とは違うが、一応5年経過したら再 公告するとか、そういった何年かごとに見直す仕 組みはないのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と県の補助金ということは、補助金を申請す る際に概要と単価を出してチェックを受けるの か。業者選定をして最後の業務が終わって報告の 際にチェックを受けるのか。 ・この件については、小さいお子さんを預けるの に途中で団体が交代するのめという気持ちもあ るかもしれないが、そういう理由ですっと同じ者 で続けるのもどうか。金額の積算はこのとおりな のでしょうが、ずっと随契でというのが妥当かど うか検討してください。 <p>○地域子育て支援センター事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を設定していないとある。要綱を読め ば金額は分かってしまうから設定しない。契約金 額はその要綱どおりで 100%になるということ か。 ・実施している園が5ヶ所というが、市内に保育 園は何ヶ所あるのか。 ・最初の年度には、公募か何かで決めたのか ・何年かごとに公募するという考えはないのか ・市内の保育園の状況が分からないが、14 園も あればサービスを満遍なくしていくために、持ち 回りということは考えられないのか ・国、県、市の補助要綱で積算基準があるという が、その補助金の額は上限なのか、定額なのか。 ・それで各園が同じ額になると ・金額が決まっているということになると、公募 しても金額は変わらない。市にとって負担が減る とか、公募するメリットがどのくらいあるのか。 金額としてはないかもしれない。その中で、特定 の者に随契でするのが本当に市民にとってプラ スのサービスなのか。ある程度競争しながら、よ 	<p>聞いて辞退された例もある。市内で事業が実施で きる団体が少ないというのものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と県のチェックがそれぞれはいる。 ・そのとおりだと思います ・14ヶ所あります ・中学校区に1園ずつという条件で公募した ・今のところはない ・現在のところ考えていない ・定額です ・そうです
--	--

<p>りよいサービスをしていただけるところと契約する。競争原理を働かせるという検討を行ってほしい。</p> <p>○総社市観光案内所運營業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日まで契約しているというが、何時からしているのか ・業務としては4つの案内所に人員を配置することか ・案内所は市の運営か。その運営する人をお願いするということか ・一つの案内所あたり1人の配置か ・仕様のなことで週何日とか分からないので金額の妥当性が分からないが、最低1人以上1ヶ所に張り付いている割には安いのか。単価はどう計算しているのか。 ・時間単価に時間をかけて予定価格が算出されている認識でよいか ・観光協会という団体は、市内の観光業者の団体か ・任意団体ということでよいか。法人格は持っていないのか ・岡山市には社団法人があるが、ここは任意だと。協会では会費を集めてする社団に近いということでよいか ・市も構成員のひとつなのか ・事務局が市役所内にあると。見積書を作成するのは事務局でとなるのか ・兼務でなく観光協会が採用している職員が市役所内にいると。見積りはその方が作っていると。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年までは遡って確認できたが、それ以前は書類がないので分からない。関係者に確認したが分からなかった。最初に委託したのは国分寺の案内所と聞いている。 ・そうです ・そうです ・場所により異なる。大きいところは5人。全体で11人のローテーションで4ヶ所を実施 ・時間給で1日4～5時間。一年359日稼働し、最低1人いる。 ・そうです ・市内の観光業者だけでなく、色んな食品開発とかサービス業の119名が加入。観光を盛り上げるために無給に近いボランティアで実施。 ・任意団体 ・会費は集めている。社団に近い。 ・構成員ではない。事務局がたまたま市の商工観光課内にある ・観光協会の職員が作成するので、市の職員は関わっていない。 ・そうです
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・事前に大体の時給とか、時間とかの意見交換はしながら決めていくのか ・そういった仕様書はないのか。こういう業務を週何日、何時間等 ・日数と時間が分かっている、それに単価をかけている。単純に恣意性は出てこない。予定価格はそれで決まっているのか ・任意団体で、契約自体は問題ないが、これからの方向性として任意団体だと責任の所在が会長個人に行くとかあってどうかと。金銭の支払いとか決算はすべて事務局でしているのか ・契約自体と関係ないが、この団体が市の中にあることについて、無償賃貸とかそのあたりはきちっとされているか。内部的な稟議はされているのか。 ・案内所は市の観光のサテライト的な要素がある。市の中でどういうふうに観光行政の中で位置づけて動向を見て、フィードバックされているのか。大きな枠組みの中での位置づけをしたほうがよい。任意団体での人員配置だけのルーティンでなく、観光行政は情勢・時勢で変わっていく。こういう金額を使っていくのだから、効率的な運営が必要。 ・単に配置して案内ではなく、観光客からのニーズとかクレーム等を市の観光に活かせるような情報が市にフィードバックされる。そういったものを含めて、この委託料が将来的に有効に活用されるような方向で検討して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容は長年の経験で把握している。それに合わせて見積りを作成している ・市の観光案内所規則があり、各案内所毎に年359日開設であるとか、時間とかの記載がある。これに基づいている。 ・電気代、電話代、燃料代を加味する。 ・協会の決算は外注している。この事業の収支や支払いは事務局で。 ・無償である。何時からそうなっているのかは記録がない。
<p>○健康そうじゃ21 計画策定委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定業務と言うのは市がこれからする業務であると思うが、その前段階の処理という事か ・最終的には1者になったけども4者で見積もりをとるなりしてプロポーザルをしようとしたが、相手の都合なりで1者になったということで、努力はしたということか ・公募ということは考えられなかったのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうです ・そうです ・計画というものであり、他市や総社市の過去の実績を見て選んだ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退が相次いだ要因は何か ・ プロポーザルにしたのは、提案で独自色を出したいということか ・ プロポーザルに適した業務かピンと来ないが。どういった内容なのか。 ・ 集計を依頼したということか ・ 素案ということなので、実際の計画は別の審議会ですということか ・ 岡山市だと製作委員会とかあって事務局が作ったものに対してまとめて行く形になるが、それが今のものか ・ 今回はプロポーザルでこのような結果になったが、業務内容によってプロポーザルに適するか否かの検討も行ってほしい。 ○第2次総社市総合計画策定支援業務 ・ プロポーザルで3者が応募した。その審査委員会は内部か外部か ・ それは金額とプロポーザルの内容を加味したのか ・ 審査委員会は何人か。責任者は誰か。すべて総務部の人なのか。 ・ ホームページに掲載し広く募集したら3者から表明があった ・ 総合計画策定支援ということは、策定はどうするのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々であるが、分析は主業務でないから出来ないとか、事前に予算等を確認された業者も出て来ませんか、人手が足りませんか、そういったものでした。全国的に時期が同一になり、業者も人手不足だったのではないかと。 ・ どういうものをプレゼンするか、提案を聞きたい、良いものにしたいということです。 ・ 現状と分析が主なもの ・ そうです ・ 医療費適正化推進委員会で意見を聞いて作っていく。 ・ 庁内の関係課長や医療・学識経験の方も入った委員会で作っていく。 ・ 内部だけです ・ 業務経歴、企画提案、実施体制、プレゼン、価格の5つの視点で審査した。 ・ 7人で委員長は総務部長。委員には福祉や建設部門の職員、企画担当員など ・ そうです ・ 策定は市で。基礎分析や市民アンケートや、国や県、社会的な計画。動向や基礎調査を初年度で実施し、各行政の各部署・分野からの課題を抽出して、そこから基本計画の素案みたいな形で案を提出してもらい、そこから内部で検討してたいて市民の意見を聞いて策定する作業。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会には外部委員を入れなかったのか ・審査は公開で実施したのか ・公開でもよかったのではないか ・別の市でも問題とはいわないが、一つの視点として、この総合計画は何年か ・こういう外部の企業が入ると早くできる。作っていただくと。私見ですが総合計画なので、そんなに難しくなく、手作りで各自治体の企画担当の知恵を絞ってこれでいくと。仮に1000万円かけて、全国大手の者に頼んだら、日本全国同じものばかりになる。総社市をどうやっていきましょうかという基本にかかるものなので、外注しなくても内部で出来る範囲でいいのではないかと思う。社会情勢の分析もそこまで厳格にしなくていいのかと。市民のアンケートなりは、市内のNPOや町内会にお願いして基礎資料を集める事もできる。地域の独自色を出すときには、全国業者にお願いするより、多少つたなくても独自でやりますと。味がありますというほうが、本当は楽しいのかなと。今後はそういう視点も考えていただけたらなど。 ・市長が独自色のある方。そういう総社市を期待しています。 ・入札等監視委員会の「等」の部分がどこまで入るのか。本来は入札が妥当かであって、不正とか恣意性が入る余地がないかを審査する。しかし、枠にはまってその部分というだけというのではなく、思った事はどんどん言わしていただく委員会にしていきたい。 ・基本計画で10年というのは長いのでは ・先ほど委員が言われたように、総社市の独自性と、抜けていると県から指摘があるかもしれないが、その辺りは抜けないうノウハウを積み上げて、費用が高いか安いというよりは、総社市として独自のものができるように。全部を丸投げしている訳ではないので、費用は別として良いものを作っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入っていない ・公開していない ・10年 ・委員が言われるとおりの部分が大半です。国の方で進めている地方創生で総合戦略でも石破大臣が同じ事を言われていた。総合戦略で地方を作れという国からの指令ですが、業者に丸投げするなど。基礎作業は職員でしろと。大きい流れは言われたとおりでありますが、引かかる点として総合計画は市の長期的ビジョンだけでなく、上位組織と折衝するときの大きなキーとなるときがある。ここにちょっとした表記があるかないかで、例えば県との交渉でも計画がないといわれてしまう。昔の地方自治で義務付けられた名残もある。自力で起草していくことは感じているが、そういう怖い部分もあり委託となっている。 ・基本構想は10年で下にある基本計画は5年。前期5年でやって見直ししていく。
--	--

<p>○ごみ収集業務委託（山手地区を除く総社市一円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集ということで、山手地区はどういった状況か。直営なのか。 ・合特法は関係ないのか ・関係ないのになぜ随契なのか ・相手がどういう組合かは別として、契約の目的が競争入札に適さないというが、ごみの収集は適さないのか。予定価格はどのような積算をしているのか。契約額と細かいところまで一致し100%となっている。 ・見積りの積算は誰がするのか ・業者からの見積りはもっと高いが、予算の範囲内ということで100%となっていると理解すればよいか。 ・協同組合は何時ごろの設立か ・20年近くずっと随契ということか ・組合は業者が色々集まったの形か ・組合を作って一括して受けてと ・組合と言う事は収集以外に浄化槽の汚泥の関係もやっているのか。下水道かもしれないが。 ・総社市のごみ収集は有料化している。この辺りと予定価格は関連性があるのか。 ・年間予想で予定価格を決めていくと思うが、量が増えたりするとどうなるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧山手村時代から旧山手村にあった業者が実施している。 ・関係ない ・今の業務体系、市内の業者の体系で、毎日収集できる業者が限定される。協同組合として結成され、長年市内のごみ収集に携わっている。そういったノウハウといった形で1者随契としている。 ・予定価格は予算の範囲内が当然。積算については、市内の集積所を回って焼却所であるクリーンセンターへ持っていく。年間どの位の台数や人数が必要かを元に必要な経費を積算している。厳しい予算状況であり、業者と示談して契約しているのが実情。 ・担当職員 ・そうです ・平成7年3月に結成されている ・旧総社市時代からも協同組合と随契している。合併に伴い旧山手村、清音村と一緒にになり、山手は従来の者と随契、清音は従来から委託していた者が組合に入られたので組合で ・主に家庭ごみの収集をしている3者と、焼却灰を運ぶ1者で結成している ・そうです ・し尿の関係の業者がいるので別となる。この組合はあくまでごみ収集。 ・あるとえば有料化した際に、今までと違った業務が収集業者に出てくるので、その当時に若干予定価格を上げた ・ごみの量、集積所も年に数ヶ所増える。その手間は加味しながら積算はしている
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・環境課はし尿の担当もしているのか。合特法は関係ないのか。代替業務ではないのか。 ・余談だが、業務計画がなく、計画に関係ないのに仕事を出すと出し損になるので、そのあたりはしっかりと欲しい。 ・元々予定価格を超える見積りが出てきている。だけでもそこと契約せざるを得ない。毎年攻防が繰り返されるわけで予算獲得をしてくれとなる。特殊な感じがする。現在の方法は、安定してきちんと処理してくれる良い面と、毎年金額を決める段階で、ここにしか出せないからと足元を見られるというか、苦しさを感じる ・直営はされていないのか ・協同組合の中での区域割り、業務分担は出来ているのか ・いずれ協同組合を止めても、既存のエリアへ個別随契となれば少しは競争の余地が出て、やらないなら隣のエリアの者に入ってもらおうと出来ないか。今はそこしかないというのは厳しい。組合で責任もって収集体制をとっていることはメリットもある。痛し痒し。 ・これは昔のやり方で、今は全部公募という考え方。ただシステムが出来上がっているから変えるのは大変。業者にしても別々にして金額で競争してよりは、市にもっと貰わないとできんと突き上げていけば楽でカルテルじゃないけど、そんな状況と推察する。では、どう打開するかとなるが難しい。 ・空き家条例とかあると思うが、そういう業務も増えていくのではないかと。解体とか。担当部署ではないかもしれないが。 ・今後もこの金額は変わらないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の担当ではある。合特法のからみはあるが、今の段階では計画を立てていない。計画に基づく代替業務はないが、し尿の収集業務が減っている。そういった施設の運転管理は委託している部分はある。 ・直営はしていない。粗大ごみを直接持ちこめられない方のために職員がすることはあるが、市がパッカー車を持ってということはない ・収集エリアは決まっている。ただ突発的なことが起きた場合は協同組合と契約しているので、相互応援体制でやってもらっている。 ・直接担当ではないが、空き家があって草が生えているとか、ごみが投げ捨てられるとかの相談を受ける事はある。年何回かのクリーン作戦で出てきたごみは収集はしている。違う部署で空き家対策はしている。 ・委託料は数年前から据え置きで消費税分はあげ
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・毎年変わるのでなく、ある一定額が今年度の消費税関係で上がったと理解すればよいか <p>○平成 26 年度全窒素・全りん 自動測定装置保守点検業務委託（総社）、（美袋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事務局）この案件については、予定価格を合計で設定していることから委員長が選定されています ・その他の欄の説明がよく分からないが、予定価格は合計で設定して、経理の都合で金額が2つに別れているのか。 ・代理店であり、当然違う業者が部品を持つてくるのは大変で手を挙げないと思うが、代理店はここだけなのか ・契約の相手方としては、基本的にどうしようもないと ・予定価格はどういう積算か ・自動測定装置自体の耐用年数は ・更新の場合は競争入札でとなるのか。設備機器ということで、保守を含めてということもできないか ・リースはないのか ・対象の装置を選んでしまったら、事実上その者の代理店しか保守出来ないと。今後更新していく際に、安く落札して保守点検で上乗せして充分回収出来るでは面白くない。出来れば保守点検を含めてがコストであるので、リースで保守を含めて 	<p>た。ごみの有料化の際にも少しあげた。20～25年度は同額。消費税アップに合わせ、集積所増分を少しあげた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです ・同一メーカーの同一製品で同じ時期に設置。下水処理場で維持管理をしている。2台まとめて見積りをとって契約している。予算が異なる事業なので見積書の内訳いただいて執行は別けている。 ・この者が中国四国地方の総合代理店という位置づけ ・そうです ・年毎に部品の数量や項目は変わってくる。部品と消耗薬品の見積りをもって予算計上している ・電気関係機器であり、一般的には8年から10年ですが、使えるだけ引っ張って使おうとしている。ただ、すでに廃盤となっていて、調達不可能の部品もあり、近い将来更新を考えないといけな時期。 ・先々の更新では、各メーカーの製品を調査して競争の方向で行きたい。先々の選定でこの機種に決定となったら、今までどおりその代理店との契約となる。 ・聞いたことがないのでわからない ・県に測定したものを毎月報告する必要がある。県にも機種の報告をし、機種の精度も提出している。リースは聞いた事も考えた事もないが、国の補助対象であるので、設置をしないと補助がでない。
--	--

の交渉が一番分かり易い。

・場合によっては長期継続契約の保守点検をセットにしたうえで同時発注。買取をしないとイケないなら、その後の保守を含めての発注は難しいのか

・どこまでが当初の長期継続の範囲で、超えたものは別途契約になるのかを考えると難しい

・何らかの仕組みで長期的な保守点検を部品を含めて最初に競争をしないと、後は競争がなくなるので、更新時期でもあるし、何かいい方法を考えて欲しい。

・行政は単年度なので、長年の契約は難しい。よくあるコピー機でも本体を安く入れて保守で回収となつてはトータルでどっちが良いのかとなる。単年度契約で、せめて1年目の保守料金を含めて金額のところで競争してもらうなりしておかないと。選定の時に少しでもそういうことを頭に入れておいて欲しい。

・他の装置についても保守点検は代理店にとなる。長期継続で条例に入れるのものがあるか。ワンセットで提示出来る様な工夫があれば。この件だけでなく、長期継続の制度を使って経費節減になれば。なかなか難しいと思うが検討していただきたい。

○総社市消防救急デジタル無線システム整備業務委託

・金額は非常に大きく落札率も高い指名競争入札として選んでいる。業務のボリュームとしてはどの位のものか

・9者を指名したと

・金額が大きいわりには2者のみの応札

・メーカー側とすれば10年間を有る程度要所要所で部品を変えていって、今の精度を保てるというラインがある。色んな機械部品があり、当初設定したとおりにはいかない。この部品は5年と考えていたが10年持ったものもあれば3年ということもある。固定したものではいけないと思う。当初設定されたとおりでいけるなら、そういう形も可能だとは思うが

・毎年変更ということが考えられる

・処理場の大きな全体のシステムをいくつかまとめて補助が取れるようにして更新計画を作り改修計画としている。全体の中の一部となる。中央監視の設備も別途からんでくる。

・無線の基地局を2ヶ所。車載として26台の緊急車両に。携帯型無線機が21台。そういう装置が主なもの。

・(事務局) 指名委員会に依頼があり、その当時で確認がとれる範囲で実績者として選定した

・9者中7者から事前に辞退届けが出た。1回目に入札して予定価格に達していなかったため2回目を実施し開札したところ。1者が辞退と記載していた。辞退の宣言があったわけではなく、開

<ul style="list-style-type: none"> ・札に辞退と書いてあったのか ・札は入れるのは入れたと ・落札した者にしても、2回目の入札の際に競争相手がいるという認識はあった ・200万円下げて、ぎりぎり予定価格を下回ったと ・相手のすることで市に何の責任もないが、5億の物件で9者と指名して7者が辞退したのは何故か ・発注時期は同じか ・一般競争にしなかったのは何故か ・状況は分かった。指摘事項はない。 <p>○小寺配水池築造（製作工）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表の「くじ番号」とは 	<p>札時に判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。辞退しますと記載されていた ・札は入れられた。その際に辞退の意思は伝えられなかった。 ・そうだと思います ・そうです <p>・仕様書については他者でも全部入れるようにしているが、辞退する場合は辞退届を出すようにとしていたら、7者から辞退があった。理由は記入してもらっていないので分からない。こちらとしては辞退するという事実しか確認がとれない。ただ事実でなく推察ということなら、他市・府県でも通信の指令台という119番を実際に受ける機械があり、そのメーカーと今回入札のデジタル無線とは密接な関係がある。技術的な面、専門的なことで、業者が違うときにお互いの技術供与といった面でトラブル発生時にどちらの責任になるのかと。整備の期限もあり、どの消防も実施している事業であり、トラブルを回避すると考えれば、敬遠されたと推察できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で一番後発。早いところでは平成23年度から実施している。全国でみてもメーカーは限られる。全国一斉に発注していくので、期限までに移行する必要がある、ある程度トラブルを避け、責任分岐点をはっきり出来るところが入札に入ってこれるようになったと推察する ・専門的なものがある。一般となれば普通の電気事業者でも応札可能と考えた。ノウハウのない業者が入ってもトラブルの元である。全国的に見ても消防無線を作っている者が限られるので、指名競争入札が適切と考えた。 <p>・（事務局）電子入札で実施しているもの。結果表を例にすると金額を入力し決定する際に合わ</p>
--	--

<p>・変動率を作るためにしているもので、「くじ」によって入札結果が左右されるものではない</p> <p>・「くじ」で順番が決まるとかではない</p> <p>・一番低価格であったところが、最低制限価格を上回ったので、その者に決まったと</p> <p>・一般競争ということで公告もついているので、ある程度内容が分かって判断がしやすい。今後はこのようにお願いしたい。</p> <p>・設計価格は事前公表で、予定価格は非公表</p> <p>・参加資格要件の6にある設計業務受託者というのは、ここに記載している者がこの工事全体の設計者ということか</p> <p>・色々な工事があって、その一部がこの入札ということだが、全体の工事費はどのくらいの額か</p> <p>・契約自体は電子入札であり、広く公募して大きな問題はないと思っていたが金額が大きいので選んだもの。特に問題はない。</p> <p>○駅南区画73ブロック整地（2工区）工事</p> <p>・1回目、2回目、3回目と見ていくと、工事費は1回目より2回目のほうが高くなっている。こういうものなのか。</p> <p>・この入札金額を参考にして2回目の設計となるのか</p>	<p>せて任意の3桁の数字をいれてもらうのが入力くじ番号。その入札がシステムに到着した時間のミリ秒の3桁が到着ミリ秒。その2つの数字の合計値の下3桁が決定くじ番号となり、各社のその数字を合計したものがくじ番号の合計値。くじ番号の合計値の十の位をX、一の位をY、百の位をZとし、Zは0または偶数であったら-1、奇数であったら+1としている。こうやって最低制限価格を作る際の変動率を作っている。今回は1623なので変動率はマイナス1.12%。基準率と変動率を足して最低制限価格となる。</p> <p>・(事務局) 変動率が変わってくるので、最低制限価格に影響がある</p> <p>・(事務局) そうです</p> <p>・そうです</p> <p>・そうです</p> <p>・今回の配水池製作だけでなく、進入路や元々の設計を平成24年度に発注した者が記載されている。</p> <p>・全体事業費は設計費込みで5億3千万位。進入路工事や土地の造成もある。</p> <p>・(事務局) 設計価格は事前公表していることから、1回目のものから設計内容を見直し、要望等で延長が変わるとか、単価が変わるとかで設計額を変えている。</p> <p>・2回目で金額があがったのは、後に隣接地の外構工事を出そうとしていたが、競合の関係でこちらに持ってきたこと。3回目は学校が始まるために子どもの安全を保つための費用増と単価改正</p>
---	---

<p>・一番気になったのは、最低制限価格がプラスになったからということで担当課には責任はないが、1回目、2回目とも全者が入札金額が低すぎて失格となっている。業務品質を保つため最低制限価格を設定していると思うが、10者いて10者ともそれより安く出来るというのに、それが契約上全部ダメと。それはそうせざるを得ないが、3回目でやっと一番高い者で決まったと。高く入れたために入札が成立した。1者のみが極端に低い場合は品質の問題があると思うが、全者安く出来るというのに制度だから失格にして、失格となるんだけど、これだと最低制限価格制度というのは妥当なのか。1者だけがダンピングしているのではない。品質も大丈夫だろう。制度上は失格で仕方ないのは分かるが、どうしてこういう事態になったのか言うと、失格というのは公表されるが、高すぎて失格か安すぎて失格かは言わないという事なので、業者もどう対応して言いか分からない、何だかもったいない。</p> <p>・最低制限価格は先程の一般競争入札にもついていたが、基本つけているのか</p> <p>・つけるのが原則となると、自治法では設けないのが原則であり、競争確保が原則。品質保証とかそういった点で心配がある特別な場合に設定できるとあるが、基本つけていると</p> <p>・変動率が問題なのか、最低制限価格を設定することが問題なのか。低入札価格調査制度では難しいのか。調査してみてもよく分からないからで、一律に最低制限価格を設定したほうが分かり易いというものがある。最低制限があるばかりに惜しい。</p> <p>・最低制限価格の基準率とは</p> <p>・基準率は一律設定ですか</p>	<p>があったことにより変更となった。</p> <p>・(事務局) つけている</p> <p>・(事務局) 工事であるので基本的に品質や出来栄えは必要。解体のように壊すもの場合は別の設定をしている。変動率については事務局としても少し疑問を感じるころはあるので、近いうちに変更できるよう準備中である</p> <p>・(事務局) 契約担当としては、このような事案が頻繁にある訳ではない。全体の落札状況を見ると比較的落札しようという意志を感じるので、高止まりでなく低い状況が顕著に現れたのが今回の結果かと。最低制限価格は継続し、それを決める変動率の積算方法に工夫の余地があるかと。折角これだけの価格でやれるというのに、失格しているという事は、言い方を変えれば、予算執行の段階で市として損をしているとも言えるので、研究し改良していきたい。逆に高止まりの傾向となることもあるかもしれない。落札状況を見ながら考えていきたい。</p> <p>・(計算方法の資料を配布)</p> <p>・(事務局) 工事費のうち直接工事費の何%で等のモデルがあり、準じた形でやっている</p>
--	--

<p>・これは公表されているのか</p> <p>・予定価格を前提に、こういう基準率をかけて変動率が「くじ」のような形でと</p> <p>・この案件はたまたまだと思うし、担当課に何の責任もないがもったいない。全者がもっと安く出来るというのだから、ダメですというのはどうか。考え方でも岡山市では低価格調査とかで、低価格でも見積りが正しいのか、きっちりとした工事が出来るのか調査をして安くしても出来るのならOKとすればこういう問題は発生しない。担当者が調査するとリスクも起きる。責任も出て来る。こういうことは避けたがる。最初から一律でがやり易いだろうが、そういう方法がないこともない。この件はたまたまにしても、3回で29者が入札して28者が安すぎるのはもったいない。事務局から説明があり、変動率については改善の検討をされているということで、はっきりと決まりましたら、どういう計算でどういう形になっているか説明していただきたい。</p> <p>・指名委員会は3回とも開催したのか</p> <p>・1回目10者、2回目10者、3回目は9者指名。入札結果表を見ますと、1回目と2回目で同額を入札している者がある。設計金額は高くなっているのにきちんと設計しているのか。</p> <p>・3回目が9者で減っているのは</p> <p>・この案件の契約自体は適法と考えるが、今後制度のところで改善を図られるということなので、その結果を見守りながら説明をいただいて、改善点を検討したい。</p> <p>○総社西中学校耐震補強工事に伴う外壁補修工事</p> <p>・この案件は耐震補強工事をしている者に同じ敷地内の外壁補修工事を随契で出したと。それを随契で出すのが妥当かどうかで選んだもの。</p>	<p>・(事務局)公表している</p> <p>・(事務局)3回とも変動率が高めになり、取りに来たかった者が失格となった</p> <p>・(事務局)3回とも開催した</p> <p>・(事務局)幾らの額で応札されるかは業者の意志である。法律改正で平成27年4月から入札の際に設計内訳書の提出が必須となる。ここで可笑しいと失格とすることが可能となるので、ここで確認していくことになる。</p> <p>・(事務局)当時は入札を無断欠席すると厳重注意と指名を1回回避としていた。他の入札で無断欠席した者についてその措置をとったもの。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・随契の理由でJVとの1者随契と思っていたが、逮捕事件で不祥事で見積り辞退があり、残りの1者と契約したと。不祥事は関係あるのか。 ・JVではこの契約者が上（親）になるのか ・理由のところが分かりにくいですが、JVを組んでいたが使用人が逮捕されたことで見積りを辞退されたから、残りの1者と単独随契したと ・見積り辞退がある前には、JVで指名していたのか。 ・指名取り消しにはならなかったのか ・不祥事があるうがなかろうか、この耐震補強工事を任せている者に元々特命随契でと思っていたわけですよね ・そのうちの1者が事情を良く知っているから、そこをお願いすると。不祥事はあろうがなかろうが、そこをお願いせざるを得ないと。 ・入札にするのが不利ですか ・価格面で不利。入札に付することが不利と言う事は、価格面で高止まりとなるから随契で行くという事で、他者が入ることで価格面で市にとって不利なのか分からないが、契約目的性質からして関連工事なので、その者にしてもらおうということなら自治法施行令第167条の2第1項2号でいいのかなど。本当に入札に不利なのか。入札すれば金額面で低くいけたかもしれない ・不利というものでなく、段取りとか現場の混乱であって、市にとって不利ではない。随契というものは出来るだけ減らしてもらいたい。仕方なしにする場合は、稟議をしっかりと理由も妥当なものでしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JVの構成員の残りの1者に見積りを依頼した。全体の構成、進捗を把握している事を期待してのもの。 ・JVの親は別の者で、この者は子である ・指名委員会でこのJVで随契と ・（事務局）単体としてJVの親が指名停止になったが、施工中の工事であり、JVへの影響はない。 ・そうです ・現場はスムーズにいきます ・現場が動いている中で他者が入ってくるのは難しい
--	--

(3) その他

審議の結果について

(委員長) 今日は9ヶ月分であり、通常の3ヶ月ではないことから、件数も多く最初でお互いに慣れていなくて資料も充分でなかったが、民間目線と異なる部分がいづらか見受けられるので、そのあたりを改善していただいて、市の財政的に有利になれるように。今後に関しては1回あたり6件程度で調整し、10時からの開催で2時間弱くらいでと考えています。

(事務局) 資料に関しては最初であり不足もありましたが、仕様書や位置図等委員の皆様に分かり易いようにしていきます。事務局から1点今後の改善点について報告します。

(事務局) 建設工事等の入札については、電子入札システムで実施しているが、随契については業者に来てもらって依頼文を渡してとしている。これも電子入札システムに移行したい。周知期間や試行期間をもうけ来年度のできるだけ早い時期から出来るようやっていきたい。詳しい情況がわかりしだい報告する。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成26年度第2回の委員会を終了します。次回の日程についてですが、次回の当番は小寺委員で、期間は平成27年1月から3月までの契約が対象です。委員長から5月は日程が厳しいという事を事前に伺っております。こちらの都合で6月上旬は議会があるので6月17日・18日あたりでいかがでしょうか。→17日10時で決定。